

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	(和文) 本事業対象地であるロシ地区第 6 ワードと第 10 ワードは、山岳少数民族やダリット¹など社会的弱者(低カースト含む)が多く住む低開発地域である。2015 年のネパール中部大震災で甚大な損害を被ったが、元々経済的に困窮していた被災者にとって、自力で生活を再建することは極めて困難な状況であった。 そこで本事業は、98%の住民が生計手段とする農業の振興を通じ、被災者の生活再建を後押しする活動を実施してきた。具体的には、過去 2 年間に亘り、換金作物の栽培技術研修の実施、農業用水が不足する集落における灌漑設備の設置、そして農業組合の能力向上を通じたマーケティング力の強化を支援してきた。 3 年計画の最終年次にあたる本事業は、特に持続発展性の向上を目指した活動(フォローアップ研修による栽培技術知識の定着、灌漑維持管理研修や修繕基金の創出、農業組合の地方行政への登録と連携促進など)に注力しつつ、プロジェクト目標である商業農家の増加(91 世帯→300 世帯)の達成を目指す。 (英文) The ward 6 and 10 in <i>Roshi</i> rural municipality, a target area of this project, is a place where many vulnerable people such as ethnic minorities and low caste inhabitants reside. Thus, it is quite difficult for them to rebuild their lives on their own after suffering from a tremendous damage caused by the great earthquake in 2015. This 3-year project is aiming at rebuilding of their livelihood through promoting agriculture, a major source of income among 98% of local population. The project has been supporting such activities as organizing a series of technical training for cash crops' cultivation, installation of irrigation systems, and enhancing of their marketing skills through capacity building of agricultural cooperatives during the 1st and 2nd project year. In the final year, the project will attempt to achieve its goal, increase of commercial farmers from 91 to 300 households, by engaging in refresher trainings on cultivation of cash crops and maintenance of irrigation system. It will also assist fund-raising for the repairment of the irrigation system, and registration of agricultural cooperatives at the local government in order to increase the level of sustainability.
(2) 事業の必要性(背景)	(ア) 事業実施国における一般的な開発ニーズ ネパール連邦民主共和国(以下、ネ国)は、人間開発指数²が 187 か国中 145 位、多次元貧困指数は 41.4%と高く³、後発開発途上国に属する。 ネ国政府は第 13 次 3 ケ年計画(2013/14-2015/16)において、2022 年までに後発開発途上国から脱し開発途上国への仲間入りを果たす目標を掲げ、その達成に向けた各種政策(貧困削減、地域間ならびに民族・カースト間経済格差の是正、社会的包摂の促進など)を推進していた矢先、2015 年に発生した中部大震災で甚大な被害(8 千人を超える死者と国家 GDP の 3 分の 1 にあたる経済的損失)⁴を被った。被災後首相直下に設置された「国家復興支援局」が中心となり、「より良い復興」のコンセプトのもと、より盤石で持続的な地域社会の創出を目指した震災復興活動が進められてきた。同フレームワークが掲げる復興に係る主要 5 戦略の中には、小規模農家の早急な生計手段の回復と、持続可能な生産活動や農業組合な

¹ ヒンドゥーカースト制において、その枠外とされた社会の最下層に位置付けられた人々。同制度が禁止・廃止された現在でも、就労や婚礼など様々な社会面において差別を受けている。

² 保健、教育、所得という人間開発の 3 つの側面に関して、ある国における平均達成度を測るための簡便な指標。毎年、国連開発計画(UNDP)が発表する。日本は 187 ヶ国中 20 位。

³ 「多次元貧困指数」とは、貧困を所得水準だけでなく、教育、健康、生活環境の複数の次元において水準に満たない(剥奪されている)状況を示す指標。Human Development Report (2015), UNDP

⁴ Post Disaster Needs Assessment (2015), Government of Nepal National Planning Commission によると、2013 年度 GDP の 3 分の 1 にあたる約 7 千億ルピーを超える被害損失があったとされる。

どの体制強化が組み込まれている。

(イ) 事業地と事業内容の選定理由

事業地選定の理由

カブレパランチョウク郡（以下、カブレ郡）は、1996 年頃から 10 年に亘り続いた内戦時、貧困故マオイストの拠点にもなった⁵低開発地域である。前述の震災により甚大な被害が発生し「特に大きな被害を受けた 14 郡」の一つに指定された。もともと社会経済的に脆弱な被災住民にとって、自力で生活を再建することは難しく、外部からの支援ニーズが特に必要とされていた。

本事業対象の 2 区は、ネ国平均より貧困世帯割合が多い地域であるカブレ郡南東丘陵地帯に位置する⁶。標高約 1,000m～2,200mにわたって連なる丘陵地に点在する複数の集落に人々は暮らしており、その 7 割は山岳少数民族であるタマン族である。タマン族の多くは、経済的に非常に厳しい状況に置かれており、例えばタマン族の 6 割以上が国際貧困ライン以下で暮らしている。残り 4 割の住民も、同じく山岳少数民族のマガル族やダリット（ヒンドゥーカースト制において、その枠外とされた社会の最下層に位置付けられた人々。同制度が禁止・廃止された現在でも、就労や婚礼など様々な社会面において差別を受けている）が占めており、ほぼすべての住民が社会的弱者といえる地域である。先の震災では 73%の家屋が全半壊しており、住居再建も含め、生活基盤の再建が喫緊の課題となっていた。

事業地における課題

当法人が 2016 年 7 月に実施した家計状況調査において、98%の世帯が「農業が主たる生計手段」と答えており、農業の振興が被災者の生活再建に大きな役割を果たすことが予想された。しかしながら、自給農業で 6 カ月以上生計を維持できる世帯は 25%に満たず、農作物を商品作物として販売目的に栽培している世帯は 10%に留まっていた。商業的な農業活動が行われていない理由は次の 3 点に集約されている。

- ① 市場価値の高い農産物（換金作物）の栽培に関する情報へのアクセスが限定されていることから、伝統的な農産物の栽培にとどまっている（過去に農業に関する技術研修を受けたことがある世帯は 15 世帯のみ）
- ② 天水や湧水を効率的に使用する灌漑設備が整備されていない
- ③ 農作物を市場に売り込むための経験値が地域内に蓄積されておらず、またそのための組合組織が機能していない。

そこで本申請事業では、上記課題を解決するための活動を通じ、農業収入を得られる商業的農家の育成を図り、被災者の生活再建を支援する。

(ウ) これまでの成果・課題・問題点と対応策

(これまでの成果)

本申請事業は、2017 年から継続する 3 年事業の最終年次にあたる。1、2 年次には、対象 2 区の計 450 世帯が栽培技術向上研修を受講し、内 138 世帯が収穫物の販売による農業収入を得ることができた。特に、日本人農業専門家の技術指導により、寒冷期の野菜栽培が可能になったこと（ビニールテント／ハウス、マルチ

⁵ マオイストは、王政に対する武装ゲリラ兵を招集・育成する際、収入機会が乏しい貧困地域の青年層をターゲットとした。

⁶ Small Area Estimation of Poverty (2011), Central Bureau of Statistics, Government of Nepal

	ングの導入)や、長年の課題であった土壌改良が図られつつあること(ボカシ堆肥や液肥の導入)は大きな成果であり、最終年度である本事業ではさらに多くの農家が農業収入を得られることが期待される。 また、乾期でも農業用水を確保し農作物を栽培できるよう、灌漑設備の設置に向けて、水源及び対象地域の詳細調査、ならびに図面や見積りの作成を行った。灌漑設備の設置は、対象地域住民自らが資材調達や施工を行う「住民コントラクト」手法を採用することから、利用者委員会を設置し、委員会メンバーへのオリエンテーションを実施している。 (課題・問題点と対応策) 農業振興を生活復興につなげるため、収穫した作物の販売を通じた収入向上に取り組んでいるが、伝統的な市場に頼り、十分な付加価値を生み出せない現状では、仲介手数料の負担が重く、また出荷単価が安いいため、十分な利益を得ることが難しくなっている。こうした状況に対して、複数の農家世帯がまとまった出荷量を確保する、また農家世帯が仲介業者ではなく、卸売業者と直接交渉して仲介コストを削減するなど、農業組合の能力強化(活動 3)につながる活動を後押しする。さらに、生育期間が長いために、NGO 連携無償を通じた支援が難しい果樹やコーヒーなど、比較的付加価値の高い作物の栽培を(自己資金を投入して)支援するという選択肢を持って活動を進めている。 なお、ネ国内で国際 NGO が活動する際に必要とされる「事業実施許可証(Project Agreement)」(期限:2019 年 11 月 18 日まで)の期間延長が不可能であった為、N 連事業を PA 期間内に終わらせるべく、事業期間を 1 年次申請当初に予定していた 12 ヶ月から 4 か月間縮小し、8 ヶ月とした。 ●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性 本事業は、SDGs の 17 の目標の内、主に目標 1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」と、目標 2「飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」の達成に寄与する他、目標 6 のターゲット 6.4「水不足への対処」や目標 10 のターゲット 10.2「社会包含促進」の達成にも貢献できる。 ●外務省の国別開発協力方針との関連性 日本政府は、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」をネ国援助の基本方針(大目標)に掲げ、重点分野の一つとして「地方・農村部の貧困削減」を位置づけている。本事業は、少数民族など社会的弱者が人口の多くを占める地方・農村部において、震災によって家屋を失うなど、更なる経済的打撃を受けた住民に対する生活再建と農業支援を通じた地域の一刻も早い復興とその後の持続的な発展を目標としており、国別開発協力方針に合致している。
(3) 上位目標	事業対象地域において、換金作物の生産と販売を通じて、地震により被災した地域の生活再建が促進される。
(4) プロジェクト目標	対象地域において、換金作物の栽培技術向上、灌漑設備設置ならびに農業組合の能力強化とマーケティングシステムの構築を通じ、現金収入獲得手段としての農業が定着する

(5) 活動内容	活動 0. 事業管理・調整のための活動 1) 省庁・郡レベル調整委員会を実施する 事業実施に係るネパール政府との合意書に基づき、省庁レベルでの調整委員会 CPAC (Central level Project Advisory Committee)、郡レベルでの調整委員会 DPAC (District level Project Advisory Committee) を構成しており、各委員会における調整会議を年 1 回実施する。基本的には、郡レベル調整会議を実施した後、同会議の協議内容及びフィードバックを省庁レベル調整会議で報告することとなっている。 2) 行政村（現在の区に該当）レベル調整委員会を実施する 【変更箇所】 事業開始当初は、地域住民の意向を反映する地域行政機関がなかったことから、事業が各区の住民代表を選出し「事業調整委員会」を開催していた。しかしながら、2017 年に民選による地方議会が設立され、新たな地方自治制が導入されたことから、今年次は、行政システムとの重複を避けるために、「事業調整委員会」は開催せず、区行政、地区行政それぞれと協議の場（事業期間中 3 回）をもつこととする。 3) 事業評価を実施する（終了時） 事業終了に先立ち、エンドライン調査を実施する（所用期間 10 日）。対象地域からサンプル抽出した約 300 世帯に対して、調査票に基づくインタビュー調査を行い、本事業の成果の発現度やインパクトを測る。また、本事業実施に際し、ネパール政府と締結している事業許可証 (Project Agreement、PA) に基づき、ネパール社会福祉評議会との合同事業評価を実施する。合同評価は 2 日間の予定で、ネパール社会福祉評議会の評価員 4 人が、本事業スタッフならびに現地事業関係者とともに事業地を訪問し、先のエンドライン調査結果をもとに事業を評価する。なお、これらの評価に際し、日本からもモニタリング評価専門家を派遣する予定である。 4) 【追加】社会監査を実施する ネパール政府による NGO 活動に関するガイドラインで、新たに実施が義務付けられた「社会監査」を実施する。本監査では、外部監査員 1 人が 4 日間に亘り、「本事業に関する情報が、対象地域の受益者及び行政関係者に広く、かつ正しく周知されていたか」、「彼らが事業についてどのような意見を持っているか」、また「事業が期待した成果は彼らにとって有益なものであったか」などを、客観的に測り分析する予定である。 5) 【追加】ニュースレターとカレンダーを作成・配付する 1～3 年次の取り組みと成果、今後に向けた提言をまとめたニュースレターを作成し、対象地域の全世帯に配布する。内容は、①農業グループ/組合ならびに水利用者委員会の紹介と取り組み、②新たに設置した灌漑設備の仕組みと効果、③改善された土壌の効果、④最新市場動向に加え、ロシ地区行政機関や在ネパール日本大使館からのコメントも頂戴したいと考えている。また、換金作物の栽培サイクルの経験が持続発展することを目的に、換金作物栽培スケジュールと季節的な市場情報を記載したカレンダーを作成し、全世帯に配布する。
----------	--

活動 1. 換金作物の栽培技術向上のための活動**1) 土壌アセスメントを実施する**

1～2 年次に実施済

2) 作物ごとの研修パッケージを策定し対象世帯を選定する

1～2 年次に実施済

3) 農家オリエンテーションとスタディツアーを実施する

1～2 年次に実施済

【変更箇所】

当初、3 年次は実施する計画ではなかったが、これまでの活動や成果・課題の振り返りと、今次栽培サイクルに関する農家オリエンテーションを開催し、農家間での経験・情報交換を促すことで活動の質を高める。

4) 農業グループの形成と農業局（現：地区行政管轄）への登録を行う

1～2 年次に農業グループは形成済み、農業局への登録は手続き中

【変更箇所】

当初、2 年次終了までに農業グループの形成と農業局への登録を終える計画だったが、1 年次期間中に実施された地方選挙以降、農業グループの登録手続きが、郡農業局から地区行政所轄に移管されたこと、本申請時点においても地方自治制への移行プロセスの混乱が続いていることから、登録手続きが進んでいるのは 20 グループ中 4 グループに留まっている。その為、農業グループの登録手続きについては、3 年次も継続して側面支援する。

5) 栽培技術研修を実施する

今年次事業では前半（雨期）に 1 回の栽培サイクルを支援する。具体的には、全対象農家 450 世帯に対し、日本人農業専門家ならびに同専門家から指導を受けた本事業スタッフ（農業技術コーディネーター、農業技術指導員）による研修を 16 回（8 か所×2 回）実施する。研修内容は、今後も安定した農業生産活動を続けられるよう、より効果的な栽培方法や、畑の区割り計画、収穫ビジネスプラン作成等に関する講義や実技を予定している。研修に際し、換金作物の種子を研修教材として全世帯に支給する他、3 種類の教材（栽培記録帳、土壌管理と有機肥料教材、作物別栽培プロセス教材）を作成・配布する。この他、特に意欲的に活動を行っている 60 世帯の篤農家（キーファーマー）には、栽培作物に応じて必要な農業資材（ビニールシートや防虫ネットを予定）を供与することで、換金作物の多様化と事業終了後の栽培活動継続を支援する。

6) 有機肥料の使用促進と、IPM を通じた土壌改善に係る研修を実施する

対象農家 450 世帯に対し、有機肥料や IPM（Integrated Pest Management：総合的病虫害管理）の実用状況に係るモニタリングとフォローアップ研修（8 か所×2 回）を実施する。具体的には、本事業スタッフによる日々のモニタリング指導に加え、日本人農業専門家による研修（1～2 年次に導入したぼかし肥料、液肥や木酢液などの有機栽培技術の適用状況のモニタリングと助言）や、防虫駆除に効果のあるフェロモントラップ（人工的な性フェロモンで害虫を誘引し閉じ込める駆除器）や防カビ剤の使用方法や効果に関する講義を予定している。

活動 2. 灌漑設備設置のための活動

1) 既存配水設備の状況について確認を行う

1 年次実施済

2) 新設/修繕する灌漑設備のデザイン及び見積もりを作成する

1 年次実施済

3) 「利用者委員会」の設立と飲料水・灌漑管理局への登録を行う

1 年次実施済

4) 灌漑設備を建設する

2 年次実施済

5) 灌漑設備の維持管理研修を行う

2 年次に完成した灌漑設備の維持管理技術研修を実施する。具体的には、建設に従事した地域の技術者、ならびに地域住民ら 60 人（30 人/区×2 区）を対象に、パイプ破損や水漏れ時の修理・対応方法や、パイプと金具の結合部分の管理などについて学ぶ研修を 2 回開催する。また、利用者委員会が自立して維持管理していくことができるよう、小規模な基金の積み立てを促すことで、住民自身が灌漑設備を維持管理できる体制を構築する。

活動 3. 農業組合の能力強化とマーケティングシステムの構築**1) 収穫した作物を販売する**

収穫した作物を、事業地近隣のマーケット、或いはカトマンズなどで販売できるよう、農業グループメンバーが中間業者との交渉を行うサポートを行う。また、組合管理研修（後述活動 3-3）を通じて、組合メンバー自身が市場への販売を行うことができるよう能力強化する。また生産農家に対しては、「栽培記録帳（上述 1-5）」を活用し、収穫と販売の記録をつけるよう指導する。

2) 農業組合の設立と、組合管理局への登録を行う

複数の農業グループをとりまとめ、対象地域を包括して農家の生産及び販売活動を支える農業組合の設立を支援する。組合が郡組合管理局に登録されるためには、理事会メンバー 9 名が選出され（組合メンバーは 25 名以上）、組合規約が制定されなければならないことから、事業としてこのプロセスを支援し行政への登録を進める。尚、対象地域内で少なくとも 3 つの組合の設立を目指す。

【変更箇所】

当初、2 年次にのみ実施する計画だったが、組合登録要件に活動実績も含まれることから、組合登録については 3 年次終了時まで完了できるよう取り組みたい。

3) 組合管理研修（組織管理、マーケティングなど）を実施する

事業が期待する組合の 4 つの役割（1. 各生産農家の収穫物を集荷すること、2. 仲介業者との交渉を行うこと、3. 市場価格の動向を把握すること、4. 収益を生産者に配分すること）について学ぶ研修を実施する（30 人/組合×3 回）。同研修では、近隣地域で成功している農業組合メンバーを講師として招聘する他、対象地域組合メンバーの代表者が彼らの活動地域への視察研修も行う（20 人×2 回）。この他、組合活動促進の一環として、各組合に事務備品（棚、机、いすなど）及び、収穫物の重量をはかるためのはかりを 1 セットずつ供与する。

	4) 組合を通じた共同出荷を促す 2 年次後半以降、収穫した作物を集荷しまとめて市場に販売していくよう、農業組合と中間業者との関係を構築する。本事業でマーケティング及び農業組合サポートを担当するスタッフ（フィールド・スーパーバイザー）が、農業組合運営メンバーとコミュニケーションを密にとり、作物の販売状況の記録・確認を行うことで、随時状況を確認する。 直接裨益人口：栽培技術研修などの対象者約 450 人（450 世帯） 灌漑節義の利用者約 580 人（116 世帯） 間接裨益人口：事業対象地に住む全住民 6,886 人（1,130 世帯）
(6) 期待される成果と成果を測る指標	今次活動により達成が期待される成果、成果を測る指標、ならびにその確認方法は以下の通り。 <u>成果 1「換金作物の栽培技術向上」</u> ・ 研修を受講した農家（450 人）の 80%が栽培活動を継続する（農家台帳、モニタリング記録） <u>成果 2「灌漑設備の設置」</u> ・ 2 年次に設置した灌漑設備による農業用水量の増加（ネパール政府による農村部における最低水量基準値 65 リットル×事業地の標準的な世帯人数 5 人＝325 リットル/世帯/日）が維持される（モニタリング記録、観察） <u>成果 3「農業組合の能力強化とマーケティングシステムの構築」</u> ・ 農業組合メンバー自身が収支計算や会計管理を実践できる（収支台帳、モニタリング記録、観察） また事業終了時（3 年次終了時）に達成すべき事業目標「対象地域において現金収入獲得手段としての農業が定着する」の達成度を測る指標とその確認方法は以下の通り。 ・ 商業的農業に従事している（販売を目的として換金作物を栽培している）農家が 91 世帯から 300 世帯（約 3 倍）に増加する（農家台帳、モニタリング記録）
(7) 持続可能性	・ 各集落に適した作物の栽培技術を指導することで、対象農家が安定した栽培活動を継続でき、将来に亘り商業農家として農業収入を得られるよう配慮している。 ・ 農業グループ、農業組合ならびに灌漑設備利用者委員会の設立と能力向上支援を通じ、商業農家らによる自立的・組織的なマーケティング体制の継続が期待できる。